平成２７年（フ）第１９２号
長野県松本市小屋北２丁目８番14号
破産者　松村　　篤
1　決定年月日　平成28年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２６２号
愛知県稲沢市国府宮３丁目７－９　国府宮マンション203号、住民票上の住所愛知県みよし市打越町苗座５番地１　メゾン・ソレイユ102号
破産者　長渡　幸喜
1　決定年月日　平成28年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１４９号
三重県亀山市阿野田町1897番地３　フラワーアイランド阿野田205号、前住所三重県亀山市関町木崎251番地１
破産者　伊東　雅美
1　決定年月日　平成28年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５５号
三重県津市河芸町三行1814番地
破産者　大橋　　巧
1　決定年月日　平成28年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１４５号
滋賀県彦根市平田町588番地１ＮＡＳＵ32－506号
破産者　桜庭こと　櫻庭　宗親
1　決定年月日　平成28年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第３７号
愛媛県今治市菊間町浜3004番地１、前住所愛媛県今治市菊間町浜783番地
破産者　水田千年志
1　決定年月日　平成28年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第４１号
愛媛県今治市大西町新町甲374番地２、前住所堺市南区和田東990番地８
破産者　月原　　章
1　決定年月日　平成28年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第５９号
福岡県田川郡川崎町大字池尻1089番地の７
破産者　木村　直美
1　決定年月日　平成28年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第６１号
福岡県田川郡糸田町2067番地４
破産者　吉川　友美
1　決定年月日　平成28年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２７年（フ）第２６５号
宮崎市大坪町寺山大迫3189番地３　ケントクレール宮崎大坪町201号
破産者　土佐食品こと　山岡　春実
1　決定年月日　平成28年１月４日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

小規模個人再生による再生計画認可

平成２７年（再イ）第４８２号
東京都練馬区向山４－３－７－308
再生債務者　奥山　寛士
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第２１８号
神奈川県川崎市中原区木月大町10―14
再生債務者　立山　正美
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月９日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第４９６号
東京都青梅市東青梅４―18―４―501
再生債務者　梅田　　勇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第１３号
群馬県安中市大谷691番地
再生債務者　井上　浩一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月15日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月５日　前橋地方裁判所高崎支部

平成２７年（再イ）第３６号
埼玉県蓮田市見沼町２―22
再生債務者　辻本　治雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年12月28日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第４６３号
千葉県習志野市鷺沼４－７－４
再生債務者　安西　幹雄
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月16日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月４日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再イ）第４号
熊本県阿蘇市内牧1038―１
再生債務者　宮澤　　治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月５日
熊本地方裁判所阿蘇支部個人再生係

平成２７年（再イ）第１８号
茨城県ひたちなか市東大島１丁目27番９号
再生債務者　高橋　勝裕
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月５日　水戸地方裁判所

平成２７年（再イ）第９４号
千葉県市原市西広１丁目２番地６　フレグランス東山Ｅ―101
再生債務者　薗田　　真
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月４日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（再イ）第１１号
長崎県諫早市多良見町西川内2028番地１
再生債務者　森高　忠義
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年12月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成28年１月５日　長崎地方裁判所大村支部